

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

北広島市長 上野 正三

専 決 処 分 書

市道整備事業（ボールパーク関連）において、年度内に用地取得が完了しないことから、公有財産購入費を翌年度に繰越して使用することに伴い、繰越明許費の追加が必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

令和元年度北広島市一般会計補正予算（第7号）

令和2年3月25日

北広島市長 上 野 正 三

令和元年度北広島市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度北広島市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(ボールパーク関連)	13,337

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

令和2年3月31日公布の「地方税法等の一部を改正する法律」、
「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行規則の一部
を改正する省令」の施行に伴い、北広島市税条例(昭和25年広島村条
例第14号)を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を
招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地
方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づ
き次のとおり専決処分する。

北広島市税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月31日

北広島市長 上野正三

北広島市税条例の一部を改正する条例

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の6 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の</u></p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の6 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の</u></p>

改正後	改正前
<p>規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3～17 略</p>	<p>3～17 略</p>
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p>
<p>第37条 略</p>	<p>第37条 略</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>6 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>6 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>
<p>(固定資産税の課税標準)</p>	<p>(固定資産税の課税標準)</p>
<p>第46条 略</p>	<p>第46条 略</p>
<p>2～8 略</p>	<p>2～8 略</p>
<p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第60条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>	<p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第60条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>
<p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p>	<p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p>
<p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p>	<p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p>
<p>第46条の2 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>第46条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>(たばこ税の課税免除)</p>	<p>(たばこ税の課税免除)</p>
<p>第83条 略</p>	<p>第83条 略</p>
<p>2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項</p>	

改正後	改正前
<p>第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、<u>第85条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p>	
<p>3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p>	<p>2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p>
<p>4 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>(納税義務者等)</p> <p>第182条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前2項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第182条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前2項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p>
<p>4及び5 略</p>	<p>4及び5 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ロに規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第1号ニに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号イに規定する特定太陽光発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する特定風力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号イに規定する特定水力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する特定地熱発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する特定バイオマス発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第1号ハに規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第1号ニに規定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第1号ホに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項第2号イに規定する特定太陽光発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する特定風力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>12 法附則第15条第33項第3号イに規定する特定水力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第33項第3号ロに規定する特定地熱発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項第3号ハに規定する特定バイオマス発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める</p>

改正後	改正前
<p>割合は、2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>18 略</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第24条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場</p>	<p>割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>20 略</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第24条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場</p>

改正後	改正前
<p>合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第25条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定</p>	<p>合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第25条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定</p>

改正後	改正前
<p>資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
略	略
<p>第26条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第29項、第38項、第39項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>第26条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第32項、第40項、第44項、第45項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の北広島市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第29条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第29条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第26号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 8 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

北広島市長 上 野 正 三

専 決 処 分 書

令和2年3月31日公布の「地方税法施行令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、北広島市国民健康保険税条例(平成13年北広島市条例第3号)を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月31日

北広島市長 上野正三

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北広島市国民健康保険税条例(平成13年北広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第24条の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

令和2年3月30日公布の「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、北広島市介護保険条例(平成12年北広島市条例第19号)を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

北広島市介護保険条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月31日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市介護保険条例の一部を改正する条例

北広島市介護保険条例(平成12年北広島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>平成30年度 2万8,080円</u> (2) <u>令和元年度 2万3,400円</u> (3) <u>令和2年度 1万8,720円</u></p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、<u>前項第2号中「2万3,400円」とあるのは「3万4,320円」と、同項第3号中「1万8,720円」とあるのは「3万1,200円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、<u>第2項第2号中「2万3,400円」とあるのは「4万5,240円」と、同項第3号中「1万8,720円」とあるのは「4万3,680円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万8,080円(平成31年度にあっては、2万3,400円)</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、<u>前項中「2万8,080円(平成31年度にあっては、2万3,400円)」とあるのは、「3万4,320円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、<u>第2項中「2万8,080円(平成31年度にあっては、2万3,400円)」とあるのは、「4万5,240円」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

介護サービスの利用の増加により、見込額を超過した保険給付費の増額が必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

令和元年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年3月31日

北広島市長 上 野 正 三

令和元年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,321千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,719,146千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,062,949	9,321	1,072,270
	1 介護保険料	1,062,949	9,321	1,072,270
歳入合計		4,709,825	9,321	4,719,146

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,097,544	9,321	4,106,865
	1 保険給付費	4,097,544	9,321	4,106,865
歳 出	合 計	4,709,825	9,321	4,719,146

令和元年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護保険特別会計補正予算第2号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	1,062,949	9,321	1,072,270
歳入合計	4,709,825	9,321	4,719,146

歳入

1款 介護保険料

1項 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 第1号被保険者介護保険料	1,062,949	9,321	1,072,270
計	1,062,949	9,321	1,072,270

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年賦課分	9,321	特別徴収分 9,321

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	4,097,544	9,321	4,106,865
歳出合計	4,709,825	9,321	4,719,146

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	9,321
0	0	0	9,321

歳出

2款 保険給付費

1項 保険給付費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 保険給付費	4,097,544	9,321	4,106,865		0		9,321
計	4,097,544	9,321	4,106,865		0		9,321

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	9,321	保険給付費	9,321
		負担金補助及び交付金	9,321
		医療費関連	9,321

議案第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

北広島市長 上 野 正 三

専 決 処 分 書

北広島市栄町の第1周辺緑地及び青葉町の第2周辺緑地において倒木の危険性がある樹木の剪定等が必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

令和2年度北広島市一般会計補正予算（第1号）

令和2年4月3日

北広島市長 上 野 正 三

令和2年度北広島市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度北広島市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,008千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,185,910千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		330,970	8,008	338,978
	1 基金繰入金	330,970	8,008	338,978
歳入合計		28,177,902	8,008	28,185,910

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		6,360,807	8,008	6,368,815
	4 都市計画費	1,014,394	8,008	1,022,402
歳出	合計	28,177,902	8,008	28,185,910

令和 2 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第 1 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	330,970	8,008	338,978
歳入合計	28,177,902	8,008	28,185,910

歳入

20款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
12 財政調整基金繰入金	38,000	8,008	46,008
計	330,970	8,008	338,978

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金 繰入金	8,008	財政調整基金とりくずし 8,008

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 土木費	6,360,807	8,008	6,368,815
歳出合計	28,177,902	8,008	28,185,910

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	8,008
0	0	0	8,008

歳出

7款 土木費

4項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 公園管理費	176,600	8,008	184,608		0		8,008
計	1,014,394	8,008	1,022,402		0		8,008

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	8,008	公園管理経費 委託料 施設等維持管理委託	8,008 8,008 8,008

議案第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

新型コロナウイルス感染症に感染したこと等により療養し、労務に服することができない被保険者(後期高齢者である者に限る。)であって、給与の支払を受けているものの傷病手当金の支給に係る申請を受け付けるため、北広島市後期高齢者医療に関する条例(平成20年北広島市条例第8号)を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

北広島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年4月20日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北広島市後期高齢者医療に関する条例(平成20年北広島市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市において行う事務) 第2条 市は保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 <u>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(9) 略</u>	(市において行う事務) 第2条 市は保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 <u>(8) 略</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

北広島市長 上 野 正 三

専 決 処 分 書

新型コロナウイルス感染症に感染したこと等により療養し、労務に服することができない被保険者(後期高齢者である者を除く。)であつて、給与の支払を受けているものに対して傷病手当金を支給するため、北広島市国民健康保険条例(昭和34年広島村条例第16号)を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

北広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年4月20日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北広島市国民健康保険条例(昭和34年広島村条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。</p> <p>4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>6 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、昭和34年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p><u>その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p>7 前項の規定により本市が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北広島市国民健康保険条例附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第9号

令和2年度北広島市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度北広島市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,026,001千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,211,911千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金補正）

第2条 一時借入金の借入れの最高額に6,000,000千円を追加し、当該最高額を10,000,000千円とする。

令和2年5月1日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,063,444	6,024,948	12,088,392
	1 国庫負担金	3,009,472	3,159	3,012,631
	2 国庫補助金	3,042,178	6,021,789	9,063,967
20 繰入金		338,978	1,053	340,031
	1 基金繰入金	338,978	1,053	340,031
歳入合計		28,185,910	6,026,001	34,211,911

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,170,294	5,894,429	7,064,723
	1 総務管理費	531,939	5,894,429	6,426,368
3 民生費		9,240,931	81,554	9,322,485
	1 社会福祉費	3,805,763	4,212	3,809,975
	2 児童福祉費	3,155,523	77,342	3,232,865
6 商工労働費		387,390	50,018	437,408
	1 商工費	372,449	50,018	422,467
歳 出	合 計	28,185,910	6,026,001	34,211,911

令和 2 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第 2 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	6,063,444	6,024,948	12,088,392
20 繰入金	338,978	1,053	340,031
歳入合計	28,185,910	6,026,001	34,211,911

歳入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	3,009,472	3,159	3,012,631
計	3,009,472	3,159	3,012,631

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	34,101	5,894,429	5,928,530
2 民生費国庫補助金	139,845	77,342	217,187
7 地方創生臨時交付金	0	50,018	50,018
計	3,042,178	6,021,789	9,063,967

20款 繰入金

1項 基金繰入金

12 財政調整基金繰入金	46,008	1,053	47,061
計	338,978	1,053	340,031

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	3,159	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	3,159

1 総務管理費補助金	5,894,429	特別定額給付金給付事務費補助金	74,429
		特別定額給付金給付事業費補助金	5,820,000
2 児童福祉費補助金	77,342	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	3,442
		子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	73,900
1 地方創生臨時交付金	50,018	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	50,018

1 財政調整基金繰入金	1,053	財政調整基金とりくずし	1,053

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,170,294	5,894,429	7,064,723
3 民生費	9,240,931	81,554	9,322,485
6 商工労働費	387,390	50,018	437,408
歳出合計	28,185,910	6,026,001	34,211,911

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5,894,429	0	0	0
80,501	0	0	1,053
50,018	0	0	0
6,024,948	0	0	1,053

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
15 特別定額給付金給付費	0	5,894,429	5,894,429	国庫支出金 5,894,429			
計	531,939	5,894,429	6,426,368	国庫支出金 5,894,429			

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,350,703	4,212	1,354,915	国庫支出金 3,159			1,053
計	3,805,763	4,212	3,809,975	国庫支出金 3,159			1,053

3款 民生費

2項 児童福祉費

5 子育て世帯への臨時特別給付金給付費	0	77,342	77,342	国庫支出金 77,342			
計	3,155,523	77,342	3,232,865	国庫支出金 77,342			

6款 商工労働費

1項 商工費

1 商業振興費	322,370	50,018	372,388	国庫支出金 50,018			
---------	---------	--------	---------	-----------------	--	--	--

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	7,288	特別定額給付金給付事業	5,894,429
3 職員手当等	1,039	給料	7,288
4 共済費	1,292	職員手当等	1,039
8 旅費	631	共済費	1,292
10 需用費	3,847	旅費	631
11 役務費	25,889	需用費	3,847
12 委託料	33,143	役務費	25,889
13 使用料及び 賃借料	1,300	委託料	33,143
		各種電算処理等委託	33,143
18 負担金補助 及び交付金	5,820,000	使用料及び賃借料	1,300
		負担金補助及び交付金	5,820,000
		補助金・助成金・賛助金	5,820,000

19 扶助費	4,212	生活困窮者自立支援事業	4,212
		扶助費	4,212

3 職員手当等	174	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	77,342
10 需用費	199	職員手当等	174
11 役務費	3,069	需用費	199
18 負担金補助 及び交付金	73,900	役務費	3,069
		負担金補助及び交付金	73,900
		補助金・助成金・賛助金	73,900

11 役務費	18	中小企業者等融資事業	10,000
18 負担金補助 及び交付金	50,000	負担金補助及び交付金	10,000
		補助金・助成金・賛助金	10,000
		休業協力支援金支給事業	40,018

6 商工労働費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
計	372,449	50,018	422,467	国庫支出金 50,018			

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		役務費	18
		負担金補助及び交付金	40,000
		補助金・助成金・賛助金	40,000

給与費明細書

給 与 費

1 特別職

区分		職員数(人)	給 与			
			報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当
補正後	長 等	3		25,685	10,552 (3.4月分)	
	議 員	22	93,060		38,233 (3.4月分)	
	その他	28	12,160			
	計	53	105,220	25,685	48,785	
補正前	長 等	3		25,685	10,552 (3.4月分)	
	議 員	22	93,060		38,233 (3.4月分)	
	その他	28	12,160			
	計	53	105,220	25,685	48,785	
比 較	長 等	0		0	0	
	議 員	0	0		0	
	その他	0	0			
	計	0	0	0	0	

備考 1 長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。
 2 その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について議会(公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)		給 与		
	一般職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当
補正後	(57) 454	(369) 42	550,487	1,876,699	1,269,202
補正前	(57) 454	(369) 38	550,487	1,869,411	1,267,989
比 較	(0) 0	(0) 4	0	7,288	1,213

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当
	補正後	57,708	827
	補正前	57,708	827
	比 較	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当
	補正後	815,709	38,887
	補正前	815,235	38,887
	比 較	474	0

()内は短時間勤務職員等の数(外数)

明 細 書

(単位:千円)

費			共済費	合計	備考
寒冷地手当	その他の手当	計			
351		36,588	6,224	42,812	退8,382 福18 公43
		131,293	32,996	164,289	
		12,160		12,160	
351		180,041	39,220	219,261	
351		36,588	6,224	42,812	退8,382 福18 公43
		131,293	32,996	164,289	
		12,160		12,160	
351		180,041	39,220	219,261	
0		0	0	0	退 0 福 0 公0
		0	0	0	
		0		0	
0		0	0	0	

の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。

4人、監査委員2人、農業委員会委員7人、農業利用最適化推進委員5人、教育委員会委員4人)

(単位:千円)

費	共済費	合計	備考
計			
3,696,388	729,133	4,425,521	退 317,902 福 1,294 公 3,981
3,687,887	727,841	4,415,728	退 317,902 福 1,294 公 3,981
8,501	1,292	9,793	退 0 福 0 公 0

通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	[参考]児童手当
28,335	51,726	63,764	144,494	2,262	34,172
27,770	51,726	63,764	144,320	2,262	34,172
565	0	0	174	0	0
宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
0	2,600	28,718	0	0	
0	2,600	28,718	0	0	
0	0	0	0	0	

給 与 費

(ア) 一般職員

区分	職員数(人)	給 与		
		報酬	給料	職員手当
補正後	(57) 454	0	1,803,331	1,203,548
補正前	(57) 454	0	1,803,331	1,203,374
比較	(0) 0	0	0	174

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当
	補正後	57,708	827
	補正前	57,708	827
	比較	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当
	補正後	751,258	38,887
	補正前	751,258	38,887
	比較	0	0

()内は再任用短時間勤務職員等の数(外数)

(イ) 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給 与		
		報酬	給料	職員手当
補正後	(369) 42	550,487	73,368	65,654
補正前	(369) 38	550,487	66,080	64,615
比較	(0) 4	0	7,288	1,039

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当
	補正後	0	0
	補正前	0	0
	比較	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当
	補正後	64,451	0
	補正前	63,977	0
	比較	474	0

明

細

書

(単位:千円)

費 計	共済費	合計	備考	
			退 公	福
3,006,879	618,840	3,625,719	317,902 3,981	1,294
3,006,705	618,840	3,625,545	317,902 3,981	1,294
174	0	174	0 0	0

通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	【参考】児童手当
27,132	51,726	63,764	144,494	2,262	34,172
27,132	51,726	63,764	144,320	2,262	34,172
0	0	0	174	0	0
宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
0	2,600	28,718	0	0	
0	2,600	28,718	0	0	
0	0	0	0	0	

(単位:千円)

費 計	共済費	合計	備考	
			退 公	福
689,509	110,293	799,802		
681,182	109,001	790,183		
8,327	1,292	9,619		

通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	【参考】児童手当
1,203	0	0	0	0	0
638	0	0	0	0	0
565	0	0	0	0	0
宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳
給 料	0	給与改定に伴う増減分 0
		昇給に伴う増加分 0
		その他増減分 0
職 員 手 当	174	制度改正に伴う増減分 0
		その他増減分 174

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区 分		一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
令和2年1月1日 現在	平均給料月額	303,095	316,413	370,120	-
	平均給与月額	324,914	340,285	377,320	-
	平均年齢	40歳5月	41歳7月	50歳4月	-
平成31年1月1日 現在	平均給料月額	305,829	316,119	367,500	-
	平均給与月額	326,424	340,052	381,304	-
	平均年齢	40歳6月	41歳4月	49歳4月	-

備考 再任用短時間勤務職員等を除く。

(単位:千円)

説 明	備 考
その他	174 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業にかかる職員の時間外手当増額分

イ 初任給

(単位:円)

区 分	学 歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
北広島市の制度	高校卒	150,600	150,600	150,600	-
	大学卒	182,200	182,200	182,200	-
国 の 制 度	高校卒	150,600	-	-	-
	大学卒	182,200	-	-	-

ウ 級別職員数

()内は再任用短時間勤務職員等の数及び構成比(外数)

区 分	級	一般行政職		消防職		教育公務員		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年1月1日 現 在	7級	(-) 15	(-) 4.2	(-) 1	(-) 1.1	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	6級	(-) 28	(-) 7.8	(-) 6	(-) 6.8	(-) 2	(-) 40.0	(-) -	(-) -
	5級	(4) 22	(7) 6.1	(-) 4	(-) 4.5	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	4級	(12) 121	(22) 33.9	(1) 41	(25) 46.7	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	3級	(33) 74	(61) 20.7	(3) 18	(75) 20.5	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	2級	(4) 61	(7) 17.0	(-) 6	(-) 6.8	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	1級	(1) 37	(2) 10.3	(-) 12	(-) 13.6	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(54) 358	(100) 100	(4) 88	(100) 100	(-) 5	(-) 100	(-) -	(-) -
平成31年1月1日 現 在	7級	(-) 11	(-) 3.1	(-) 3	(-) 3.4	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	6級	(-) 25	(-) 7.0	(-) 5	(-) 5.6	(-) 2	(-) 40.0	(-) -	(-) -
	5級	(3) 25	(6.1) 7.0	(-) 2	(-) 2.2	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	4級	(5) 129	(10.2) 36.3	(-) 41	(-) 46.1	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	3級	(39) 71	(79.7) 20.1	4 19	100 21.3	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	2級	(1) 57	(2) 16.1	(-) 7	(-) 7.9	(-) 1.00	(-) 20.00	(-) -	(-) -
	1級	(1) 37	(2) 10.4	(-) 12	(-) 13.5	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(49) 355	(100) 100	4 89	100 100	(-) 5	(-) 100	(-) -	(-) -

(級別の基準となる職務)

区分	職 務 の 内 容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	課長等の職務
6級	1 消防署長等の職務 2 困難な業務を処理する課長等の職務
7級	1 部長等の職務 2 困難な業務を処理する消防署長等の職務

工 昇給

区 分		合 計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職	
補 正 後	職員数 (A)	454	360	89	5	0	
	昇給に係る職員数 (B)	421	333	84	4	0	
	号給数 別内訳	1号給	1	1	0	0	0
		2号給	42	31	8	3	0
		3号給	18	15	3	0	0
4号給		360	286	73	1	0	
比率(B)/(A)		92.7%	92.5%	94.4%	80.0%	-	
補 正 前	職員数 (A)	454	360	89	5	0	
	昇給に係る職員数 (B)	421	333	84	4	0	
	号給数 別内訳	1号給	1	1	0	0	0
		2号給	42	31	8	3	0
		3号給	18	15	3	0	0
4号給		360	286	73	1	0	
比率(B)/(A)		92.7%	92.5%	94.4%	80.0%	-	

備考 職員数欄には再任用短時間勤務職員等を含まない。

オ 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員等の支給率

区 分	支給期別支給率		支給率 計	職制上の段階、職務の級等 による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有
	2.250	2.250	4.50	
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有
	2.250	2.250	4.50	
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有
	2.250	2.250	4.50	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2%～45% 加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2%～45% 加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	東広島市	国への派遣等
支給率(%)	0%	3%	3%	20%
支給対象職員数(人)	0	1	1	1
国の指定基準に 基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 3%		東広島市に在勤する職員 3%	東京都特別区に在勤する職員 20%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.1%	0.1%	0.7%	0.0%	-
支給対象職員の比率(%) (2年1月1日現在)	14.2%	0.3%	72.7%	0.0%	-
手当の名称	防疫作業手当 行旅死病人取扱従事手当 消防業務手当 野犬掃とう業務手当 災害応急対策等派遣手当				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額 月額 27,000円 家賃 支給額 (1)23,000円以下 (1)家賃 - 11,000円 (2)23,001～52,999円 (2)(家賃-23,000円)×1/2+12,000円 (3)53,000円以上 (3)27,000円
通勤手当	異	交通機関等利用者 実費支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて定額支給

議案第10号

令和2年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ598千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,489,761千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 道支出金		4,939,079	598	4,939,677
	1 道負担金	4,939,079	598	4,939,677
歳入	合計	6,489,163	598	6,489,761

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,844,389	598	4,844,987
	5 傷病手当金	0	598	598
歳 出	合 計	6,489,163	598	6,489,761

令和 2 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 道支出金	4,939,079	598	4,939,677
歳入合計	6,489,163	598	6,489,761

歳入

2款 道支出金

1項 道負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	4,939,079	598	4,939,677
計	4,939,079	598	4,939,677

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	598	特別調整交付金分 598

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	4,844,389	598	4,844,987
歳出合計	6,489,163	598	6,489,761

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
598	0	0	0
598	0	0	0

歳出

2款 保険給付費

5項 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 傷病手当金	0	598	598	道支出金 598	0		
計	0	598	598	道支出金 598	0		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	598	傷病手当金支給事業 負担金補助及び交付金 医療費関連	598 598 598